

| | |
|--|--|
| 件名 | 愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 消防防災安全課 |
| 根拠法令等 | 自転車活用推進法（平成28年法律第113号） 自転車活用推進計画（平成30年6月8日閣議決定） 愛媛県自転車新文化推進計画（平成31年3月策定） |
| <p>【改正の概要】</p> <p>1 改正の趣旨</p> <p>近年、全国的に、自転車利用者が加害者となる交通事故において、加害者側が高額な損害賠償を請求される事案が発生していることから、保険等の加入を努力義務から義務化することにより、県民の自転車保険等への加入促進を図るとともに、自転車運転者の責任による交通事故が発生した際の加害者の賠償責任の補償及び被害者の経済的救済を図る。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 自転車保険等への加入等</p> <p>現行 自転車利用者は努力義務（その他規定なし）</p> <p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者は、自転車保険等に加入しなければならない。 ・ 保護者は、監護する未成年者による自転車の利用に対して自転車保険等に加入しなければならない。 ・ 事業者は、事業活動において従業者に自転車を利用させるときは自転車保険等に加入しなければならない。 ・ レンタサイクル業者は、貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。 <p>(2) 自転車保険等への加入の確認等</p> <p>現行 規定なし</p> <p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 また、自転車購入者が自転車保険等に加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。 ・ 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、自転車保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 また、従業者が自転車保険等に加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。 ・ レンタサイクル業者は、その借受人に対し、自転車保険の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。 <p>(3) 自転車保険等に関する情報提供等</p> <p>現行 規定なし</p> <p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、関係団体と連携し、自転車保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 ・ 学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒等に対し、自転車保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。 | |
| 施行日 | 令和2年4月1日 |
| <p>【その他参考事項】</p> | |